

訪問看護 契約書

訪問看護ステーションえがお

氏名:

____様、(以下、「利用者」といいます)と、西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお(以下、「事業所」といいます)は、事業所が利用者に対して行う訪問看護について、次のとおり契約を結びます。

第1条 (契約の目的)

事業所は利用者に対し、介護保険法等関係法のもとに、利用者が居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように適正な訪問看護を提供し、利用者は事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことを契約の目的とします。

第2条 (契約期間)

1. この契約の契約期間は令和 ____年 ____月 ____日から、利用者の要介護認定の有効期間満了日まで、若しくは第9条に基づく契約の終了までとします。
2. 利用者から事業所に対し、契約終了の申し出がない場合、契約は自動的に更新されるものとします。

第3条 (訪問看護計画の作成・変更)

1. 事業所は、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
2. 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その居宅サービス計画の内容に沿って作成します。
3. 事業所は、訪問看護計画の内容を、利用者およびその家族に対して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。
4. 次のいずれに該当する場合、事業所は第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、訪問看護計画を変更します。
 - ①利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ②利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合
5. 事業所は、前項の訪問看護計画の変更を行う場合、利用者およびその家族に対して書面を交付して説明を行い、利用者およびその家族の同意を得るものとします。

第4条 (主治医との関係)

1. 事業所は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護の提供を開始します。
2. 事業所は、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条 (訪問看護の内容)

1. 事業所は【重要事項説明書】に定めた内容について、利用者およびその家族に説明を行います。
2. 事業所は、利用者の居宅にサービス従事者を派遣し、第3条によって作成された訪問看護計画に基づき、利用者に対して【重要事項説明書】に定めた訪問看護のサービスを提供します。
3. 利用者およびその家族との同意をもって訪問看護計画が変更され、事業所が提供する訪問看護のサービス内容、または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者およびその家族の同意を

もって、新たな訪問看護のサービス内容とします。

第6条（サービス提供の記録）

1. 事業所は、訪問看護のサービス実施ごとに内容を記録簿に記入し、サービス終了時に利用者およびその家族の確認を受けることとします。事業所は、利用者の訪問看護のサービス実施記録簿を作成し、この契約の終了後5年間保管します。
2. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿を、当該事業所の営業時間内に閲覧できます。
3. 利用者およびその家族は、当該利用者にかかるサービス実施記録簿の複写物の交付を受けることができます。

第7条（料金）

1. 利用者は、訪問看護のサービスの対価として、【重要事項説明書】に定める利用料金に基づき、算定された月毎の合計金額を事業所に支払います。
2. 事業所は、初月料金の合計額を、明細請求書に付して翌月 15 日までに送付します。
3. 利用者は、当月料金の合計額を翌月 30 日までに事業所の指定する方法で支払います。
4. 利用者の居宅において、サービスを提供するために使用する、水道・ガス・電気・電話などの費用は利用者負担とします。

第8条（料金の変更）

1. 事業所は、利用者に対して、文書で通知することにより、利用料金の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
2. 利用者が料金の変更を承諾する場合は、新たな料金に基づく【重要事項説明書】を作成し、相互に取り交わします。
3. 利用者は、料金の変更を承諾しない場合は、事業所に対し文書で通知することにより、契約を解除できます。

第9条（契約の終了）

1. 利用者は事業所に対して、1週間の予告期間において文書で通知することで、この契約を解除することができます。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない事情がある場合、予告期間が1週間以内の通知でも、この契約の解除ができます。
2. 事業所は、利用者が正当な理由なく又は故意に訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、又は常識を逸脱する行為をなし、改善しようとしめないなどの理由で、契約の目的を達せられないと判断したときは1カ月の文書による予告期間をもって契約終了とします。
3. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2か月以上遅延し、料金を支払うように督促したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が死亡、入院、入所、転出した場合

- ③利用者の病状、要介護状態の改善により、訪問看護の必要を認められなくなった場合
- ④事業者が正当な理由なく適切なサービスを提供しない場合
- ⑤事業所が守秘義務に反したり、常識を逸脱する行為を行った場合
- ⑥カスタマーハラスメントが生じ、解決困難な場合
- ⑦その他解決せざるを得ない状況が生じた場合

第10条（賠償責任）

事業所は、訪問看護の提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を賠償します

第11条（秘密保持）

事業所および事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者又は家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

第12条（苦情対応）

事業所は、利用者又は家族から苦情の申し出があった場合は速やかに対応します。また、これを理由としていかなる不利益、不公平な対応もいたしません。

第13条（感染症及び災害等発生時）

事業所は、災害発生時には、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関と連携、必要時の訪問を行います。

2 事業所は、指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

第14条（連携）

事業所は、訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めます。

第15条（身分証携行業務）

訪問看護のサービス従事者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者またはその家族から提示を求められた場合、いつでも身分証を提示します。

第16条（本契約に定めのない事項）

1. 利用者及び事業所は、信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他関係諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

第14条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業所は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

上記の契約を証するため、本書を作成し、利用者および事業所が署名押印の上、一通ずつ保有するものとします。訪問看護の提供開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書および本書面に基づいて契約書の説明を行い、同意を得て交付した。

契約締結日 令和 年 月 日

【事業所】

住所：群馬県吾妻郡長野原町大字大津 746-4

事業所名：西吾妻福祉病院訪問看護ステーションえがお

管理者 塩谷菜穂子(指定番号 1062690043)

説明者氏名 _____

私は重要事項説明書および本書面により事業所から契約書の内容について説明を受け承しました。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____ ⑩

【署名代理人】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(続柄)